

の安定に努めたいと考えているので、ご支援とご協力をお願いしたい。

### 〈緊急時の医療体制の取り組みについて〉

**問** 町内の時間格差は正に對してどのように取り組むか。

**答** 当町の救急医療体制は、鬼北消防署の救急車によつて、各病院への搬送が行われているが、国道・県道・町道等が順次改良されたことにより、以前に比べると搬送時間がかなり短縮されたのではないかと思つている。

しかしながら、議員の指摘のように、町中部から最も遠い集落では、救急発生時から病院搬送完了まで2時間近くを要するため、町民の方々の不安はもつともなことである。

救急医療には、すばやい通報、すばやい蘇生処置、すばやい搬送、すばやい診療が重要であるとされており、特に心肺停止などの重症例では、救急車到着までと救急車乗車後病院到着までの蘇生処置が重要であるといわれている。

救急車到着後は、救急救命士がその処置を行うことになっていて、救急車が到着するまでに30分

以上の時間を要することから、その間の処置をどのように行うかが非常に重要であり、その方策を検討することが、時間的格差を是正する最も有効な手段であると考えている。

現在、鬼北町では、救急時の心肺蘇生に對応できるように、学校や消防などで人工呼吸の講習を行うとともに、診療所、小中学校、体育施設などにAEDを設置し、その操作方法についてもいろいろ機会に講習を行っている。

また、診療所においては、現在のところ、緊急時には医師の判断によりケースバイケースで對応しているが、時間的な格差を少しでも是正するために、緊急時に鬼北消防署と連携して對応ができる方策について、早急に検討したいと考えている。

### 問 積雪時の対応策について。

**答** これまでも実施しているように、できるだけ迅速な除雪を行いたいと考えているが、救急車が走行できない場合の患者の搬送方法については、早急に検討したいと考えている。

## 横山 一 郎 議員

**問** 小規模工事等契約希望者登録制度の創設について。

**答** 本町が発注する建設工事については、競争入札および随意契約への参加をしようとする者は、鬼北町建設工事請負業者選定要綱第4条の規定に基づき、建設工事入札参加資格申請書いわゆる指名願いを提出しなければならぬことになっていて。

このため、少額の工事であっても、指名願いの提出のない業者は、原則的には指名できないことになっている。

そこで、本町の入札・契約の現状は「町内でできることは町内で」という町産品愛用をモットーに、地元業者の育成と雇用の場の確保を図る観点から、できるだけ指名願を提出されるよう督促しているが、すべての町内業者から提出されているわけではない。小規模の修繕・改善などの工事を発注する際には地元業者を中心に業者選定しており、大部分の入札・契約はそのように対応できていると思つている。

以上のように、その都度督促し、対応はしているが、制度化すると

更に完全なものにもなるので、今後、検討したい。

### 〈長期不況化での悲劇防止対策について〉

**問** 生活保護の現状について。

**答** 生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に對して、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として設けられた制度であり、生活保護についての相談・申請は、町または宇和島地方局の生活保護の窓口で受け付けているが、申請があれば、地方局の担当職員が申請者の家庭を訪問して資産などの調査を行い、保護が必要かどうかを決定することになっている。

鬼北町における生活保護受給世帯数は、平成17年度が53件、平成18年度が55件、平成19年度が52件である。また、申請者数は、年に10件程度で推移しており、受給世帯数、申請件数ともに近年際立つて増加したということはない。

**問** 民生委員の組織的対応について。

**答** 民生委員の方々には、それぞ